

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの  
確保に関する法律に基づく措置等に関する  
ガイドライン

平成 29 年 11 月 14 日

内閣府宇宙開発戦略推進事務局

## 目次

1. はじめに .....	2
2. 衛星リモセン装置の使用及び衛星リモセン記録の取扱いに関する措置等 .....	3
2.1. 衛星リモセン装置の使用に関する措置等 .....	3
2.1.1. 不正な衛星リモセン装置の使用を防止するための措置 .....	3
2.1.2. 申請に係る軌道以外での機能停止 .....	4
2.1.3. 認定が取り消された者が管理する受信設備で受信されて衛星リモセン記録として利用されることを防止するために必要かつ適切な措置 .....	5
2.1.4. 故障時等の措置 .....	6
2.1.5. 帳簿の作成及び管理 .....	6
2.1.6. 終了措置 .....	8
2.2. 衛星リモセン記録の取扱いに関する措置等 .....	10
2.2.1. 衛星リモセン記録の提供の方法に係る制限 .....	10
2.2.2. 衛星リモセン記録の提供の禁止の命令 .....	15
2.2.3. 安全管理措置 .....	16
2.2.4. 帳簿の作成及び管理 .....	30
3. 本ガイドラインの見直し .....	32

### 【凡例】

特に指定がない場合、本文中において使用する用語は、法及び規則において使用する用語の例によるほか、本文中の略語は下記を意味するものとする。

- ・ 法： 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律  
(平成 28 年法律第 77 号)
- ・ 規則： 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則  
(平成 29 年内閣府令第 41 号)
- ・ 施行令： 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令  
(平成 29 年政令第 282 号)
- ・ 衛星リモセン装置： 衛星リモートセンシング装置
- ・ 衛星リモセン記録： 衛星リモートセンシング記録

## 1. はじめに

衛星リモセン装置の使用及び衛星リモセン記録の取扱いに関する措置等については、法及び規則において必要な事項が定められており、本文書はこれらの措置等について解説するものです。

## 2. 衛星リモセン装置の使用及び衛星リモセン記録の取扱いに関する措置等

### 2.1. 衛星リモセン装置の使用に関する措置等

#### 2.1.1. 不正な衛星リモセン装置の使用を防止するための措置

##### 法第八条（不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置）

衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものについて、電子計算機及び変換符号を用いて変換処理を行うことにより、当該変換処理に用いた変換符号と対応する変換符号を用いなければ復元することができないようにする措置その他の当該衛星リモートセンシング装置使用者以外の者による衛星リモートセンシング装置の使用を防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

2 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置から送信する検出情報電磁的記録について、電子計算機及び記録変換符号を用いて変換処理を行うことにより、当該変換処理に用いた記録変換符号と対応する記録変換符号を用いなければ復元することができないようにする措置その他の当該衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録が第四条第一項の許可に係る受信設備以外の受信設備で受信されて衛星リモートセンシング記録として利用されることを防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

3 衛星リモートセンシング装置使用者は、変換符号を他の者（操作用無線設備を管理する者が衛星リモートセンシング装置使用者と異なる場合にあっては、当該管理する者以外の者）に提供してはならない。

4 衛星リモートセンシング装置使用者は、対応記録変換符号を他の者（受信設備を管理する者が衛星リモートセンシング装置使用者と異なる場合にあっては、当該管理する者以外の者）に提供してはならない。

5 衛星リモートセンシング装置使用者は、変換符号、対応変換符号、記録変換符号及び対応記録変換符号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の変換符号等の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

##### 規則第十条（法第八条第一項等の内閣府令で定める措置）

法第八条第一項及び第二項の内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 対応変換符号又は対応記録変換符号を用いなければ復元することができないようにすること。

二 周波数を複数具備し使い分けて通信すること。

三 衛星リモートセンシング装置を使用する権限を有する者のみが操作用無線設備を操作できる措置を講じること。

2 第七条第一項及び第二項の規定は、法第八条第五項の変換符号等の安全管理のために必要かつ適切

なものとして内閣府令で定める措置について準用する。

#### ■法第 8 条第 1 項関係

衛星リモセン装置使用者は、その使用者以外の者が当該衛星リモセン装置の使用を行うことを防止するため、当該衛星リモセン装置の操作を行うための信号に変換符号を用いて変換処理を行い、当該信号の復元については、対応変換符号を用いなければ行うことができないようにする等、内閣府令で定める措置が必要です。

具体的な措置については、規則第 10 条に記載されているとおりです。

#### ■法第 8 条第 2 項関係

衛星リモセン装置使用者は、当該衛星リモセン装置から送信された検出情報電磁的記録が当該衛星リモセン装置の許可に係る受信設備以外で受信されて利用されることを防止するため、当該検出情報電磁的記録に記録変換符号を用いて変換処理を行い、当該検出情報電磁的記録の復元については、対応記録変換符号を用いなければ行うことができないようにする等、内閣府令で定める措置が必要です。

具体的な措置については、規則第 10 条に記載されているとおりです。

#### ■法第 8 条第 3 項～第 5 項関係

衛星リモセン装置使用者は、変換符号及び対応記録変換符号を他の者に提供してはなりません。

また、衛星リモセン装置使用者は、変換符号、対応変換符号、記録変換符号及び対応記録変換符号の漏えい、滅失又は毀損の防止の措置を行う必要があります。当該措置は、規則第 10 条第 2 項に基づき、衛星リモセン記録の安全管理措置と同様の措置を行う必要があります。当該措置については、本ガイドラインの 2.2.3 安全管理措置を参照ください。

### 2.1.2. 申請に係る軌道以外での機能停止

#### 法第九条（申請に係る軌道以外での機能停止）

衛星リモートセンシング装置使用者は、第四条第一項の許可に係る衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星が同項の許可に係る軌道を外れているときは、直ちに、操作用無線設備から当該衛星リモートセンシング装置にその地上放射等電磁波を検出する機能を停止する信号を送信し、当該地球周回人工衛星が同項の許可に係る軌道に戻るまで当該機能を停止させなければならない。

衛星リモセン装置の対象物判別精度は、地球周回人工衛星の軌道（特に地表からの高度）

によって大きく変化しますので、仮に、申請時に想定された範囲の軌道よりも低い軌道で衛星リモセン装置を使用する場合は、その対象物判別精度が向上し、当該衛星リモセン装置の使用許可の前提となった記録よりも高精度の記録が取得されることとなります。

そのため、衛星リモセン装置使用者は、衛星リモセン装置が搭載された地球周回人工衛星が許可に係る軌道を外れているときは、直ちに、操作用無線設備から当該衛星リモセン装置にその地上放射等電磁波を検出する機能を停止する信号を送信し、当該地球周回人工衛星が許可に係る軌道に戻るまで当該機能を停止させなければなりません。

### 2.1.3. 認定が取り消された者が管理する受信設備で受信されて衛星リモセン記録として利用されることを防止するために必要かつ適切な措置

#### 法第十条（検出情報電磁的記録の受信に用いる受信設備）

衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信するときは、第四条第一項の許可に係る受信設備であって自ら又は特定取扱機関若しくは第二十一条第一項の認定を受けた者が管理するもの以外の受信設備を用いてはならない。

2 衛星リモートセンシング装置使用者が、衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信するに際して第二十一条第一項の認定を受けた者が管理する受信設備を用いる場合において、第二十五条第一項又は第二十六条第一項の規定により当該認定が取り消されたときは、内閣総理大臣は、その旨を当該衛星リモートセンシング装置使用者に速やかに通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた衛星リモートセンシング装置使用者は、同項に規定する受信設備による受信ができる場合において当該衛星リモートセンシング装置から当該受信設備に向けて検出情報電磁的記録の送信を行わないこと、記録変換符号を変更することその他の当該衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録が当該受信設備で受信されて衛星リモートセンシング記録として利用されることを防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

#### 規則第十一条（法第十条第三項の内閣府令で定める措置）

法第十条第三項の内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

- 一 法第十条第二項の受信設備に向けて検出情報電磁的記録の送信を行わないこと。
- 二 記録変換符号を変更すること。

衛星リモセン装置使用者は、衛星リモセン装置から送信された検出情報電磁的記録を受信するときは、①「当該衛星リモセン装置使用者」、②「特定取扱機関」又は③「法第 21 条第 1 項の認定を受けた者」が管理するもの以外の受信設備を用いてはなりません。

また、③「法第 21 条第 1 項の認定を受けた者」が管理する受信設備を用いる場合で、そ

の認定が取り消されたときは、その管理する者の受信設備を用いて検出情報電磁的記録を受信できないように措置を講ずる必要があります。

具体的な措置については、規則第 11 条に記載されているとおりです。

#### 2.1.4. 故障時等の措置

##### 法第十一条（故障時等の措置）

衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置又はこれを搭載する地球周回人工衛星の故障その他の事情により、終了措置を講ずることなく当該衛星リモートセンシング装置の使用を行うことができなくなり、かつ、回復する見込みがないときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。この場合において、第四条第一項の許可は、その効力を失う。

##### 規則第十二条（故障時等の届出）

衛星リモートセンシング装置使用者は、法第十一条の規定による届出をしようとするときは、様式第五による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

衛星リモセン装置使用者は、終了措置を講ずることなく衛星リモセン装置の使用を行うことができなくなり、かつ、回復する見込みがないとき（下記の例を参照）は、故障等が発生した年月日（故障の発生年月日が識別できない場合にあっては故障が発生したと想定される年月日）等を内閣総理大臣に届け出なければなりません。

なお、故障時に終了措置ができる場合にあっては、確実に措置を実施することが必要です。届け出の際には、規則の様式第 5 により提出しなければなりません。

##### 【回復する見込みがないときの一例】

- ① テレメトリ等から、衛星リモセン装置の故障等により機能の回復が望めないことが把握できるとき。
- ② 通信の途絶等、回復の手立てがないとき。

#### 2.1.5. 帳簿の作成及び管理

##### 法第十二条（帳簿）

衛星リモートセンシング装置使用者は、内閣府令で定めるところにより、帳簿（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を備え、その衛星リ

モートセンシング装置の使用の状況について、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、内閣府令で定めるところにより、保存しなければならない。

#### 規則第十三条（帳簿の記載事項等）

法第十二条第一項の内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 衛星リモートセンシング装置の操作を行うための信号を送信した日時、その内容及び当該信号の送信に用いた操作用無線設備等の場所

二 検出情報電磁的記録を記録した日時、対象範囲及びこれらを識別するための文字、番号、記号その他の符号（以下「識別符号」という。）

三 検出情報電磁的記録を地上に送信した日時及びその受信に用いた受信設備の場所

四 検出情報電磁的記録の加工又は消去の状況

五 衛星リモートセンシング記録を他の者に提供する場合にあっては、当該衛星リモートセンシング記録の識別符号、区分及び提供日時並びにその提供の相手方の氏名又は名称及びその者が法第二十一条第四項の認定証の交付を受けている者である場合は、その番号

2 衛星リモートセンシング装置使用者は、法第十二条第一項の帳簿に係る電磁的記録の作成を行う場合は、作成された電磁的記録を当該衛星リモートセンシング装置使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製する方法により行わなければならない。

3 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置ごとに、衛星リモートセンシング装置の操作を行うための信号の送信、検出情報電磁的記録の記録、検出情報電磁的記録の地上への送信、検出情報電磁的記録の加工若しくは消去又は衛星リモートセンシング記録の提供を行うごとに、遅滞なく、第一項各号に掲げる事項を帳簿に記載し、その記載の日から五年間保存しなければならない。

衛星リモセン装置使用者は帳簿を備え、当該衛星リモセン装置の使用の状況について記載を行い、その帳簿を保存しなければなりません。

具体的には、以下に示す事項について記載事由が生じた際には、遅滞なく記載するとともに定められた期間は適切に保存することが必要です。

#### ■規則第13条第1項第1号～第3号関係

衛星リモセン装置の使用は、当該衛星リモセン装置への操作指示（コマンド送信）、当該衛星リモセン装置による記録（撮像）、当該記録の地上への送信（ダウンリンク）により構成されます。

送信に用いた操作用無線設備等や受信に用いた受信設備が適切に使用されていることを把握するためには、これらの動作が正確に記録されていることが必要となります。



そのため、衛星リモセン装置の操作を行うための信号を送信した日時等について、帳簿に記載してください。

■規則第13条第1項第4号関係

衛星リモセン装置の使用に伴い取得された検出情報電磁的記録の状況を把握するためには、加工や消去について帳簿に記載されていることが必要となります。

具体的には、加工を実施する場合にあっては加工の対象となる衛星リモセン記録の識別符号及びその加工の内容について、消去を行う場合にあっては消去の対象となる衛星リモセン記録の識別符号並びに消去の方法及び消去の日時について、帳簿に記載してください。

■規則第13条第1項第5号関係

衛星リモセン記録を他の者に提供する場合には、その記録の区分に従い行う必要があります。

そして、衛星リモセン記録が適切に提供されていることを把握するためには、当該衛星リモセン記録の識別符号及び提供日時とともに、記録の区分や提供の相手方の氏名等が帳簿に記載されていることが必要となります。

■規則第13条第2項関係

衛星リモセン装置の使用に係る情報は、一般に電子計算機上で生成、管理されていますので、電磁的記録での作成でも可能としています。

■規則第13条第3項関係

衛星リモセン装置使用者が当該衛星リモセン装置を適切に使用していることを把握するため、規則に定める行為ごとに、遅滞なく帳簿に記録することが必要となります。

また、衛星リモセン装置の使用の許可は衛星リモセン装置ごとに行われますので、複数の衛星リモセン装置を使用する者にあっては、それぞれの装置ごとに帳簿を作成する必要があります。

## 2.1.6. 終了措置

法第十五条（終了措置）

衛星リモートセンシング装置使用者は、第十三条第六項、前条第二項、次条第二項又は第十七条第二項の規定によるほか、いつでも、衛星リモートセンシング装置の使用を終了することができる。

2 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置の使用を終了するときは、内閣府令で定めるところにより、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるとともに、遅滞なく、その

講じた措置の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 操作無線設備から当該衛星リモートセンシング装置にその地上放射等電磁波を検出する機能を停止する信号を送信することその他の当該機能を完全に停止させるために必要なものとして内閣府令で定める措置
  - 二 操作無線設備から当該衛星リモートセンシング装置に再開信号を受信するまで当該機能を停止する信号を送信するとともに当該再開信号及びその作成方法に関する情報を内閣総理大臣に届け出ることその他の再開信号を受信しない限り当該機能を回復することができないようにするために必要なものとして内閣府令で定める措置
- 3 前項の規定により終了措置が講じられたときは、第四条第一項の許可は、その効力を失う。
- 4 第二項第二号に掲げる終了措置を講じた者は、同号の再開信号及びその作成方法に関する情報を特定使用機関又は当該終了措置に係る衛星リモートセンシング装置の使用について新たに第四条第一項の許可を受けた者以外の者に提供してはならない。

規則第十七条（法第十五条第二項第一号等の内閣府令で定める措置）

法第十五条第二項第一号の内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

- 一 操作無線設備から当該措置に係る衛星リモートセンシング装置にその地上放射等電磁波を検出する機能を停止する信号を送信すること。
  - 二 操作無線設備から当該措置に係る衛星リモートセンシング装置に電源を供給しない信号を送信すること。
- 2 法第十五条第二項第二号の内閣府令で定める措置は、操作無線設備から当該措置に係る衛星リモートセンシング装置に再開信号を受信するまでその地上放射等電磁波を検出する機能を停止する信号を送信するとともに当該再開信号及びその作成方法に関する情報を内閣総理大臣に届け出る措置とする。

衛星リモセン装置は、法第 13 条第 6 項（事業譲渡、合併、分割があり承継の認可がなかった場合）、法第 14 条第 2 項（使用者が死亡し、承継の認可がなかった場合）、法第 16 条（解散があり承継の認可がなかった場合）又は法第 17 条第 2 項（許可取消しの場合）の場合を除き、その使用をいつでも終了できることとしています。

一方、衛星リモセン装置の使用を終了する際は、衛星リモセン装置の地上放射等電磁波を検出する機能を適正に停止させなければ、衛星リモセン装置を不正に利用する意図を有する者が無管理状態の衛星リモセン装置を勝手に操作し、不適正な衛星リモセン装置の利用が行われることがあり得ますので、本法では衛星リモセン装置の使用の終了の際、衛星リモセン装置の地上放射等電磁波を検出する機能を適正に停止させるための措置を講ずることを求めることとしています。また、その場合は、遅滞なくその措置の内容を内閣総理大臣に届け出なければなりません。

具体的な措置については、規則第 17 条に記載されているとおりです。

## 2.2. 衛星リモセン記録の取扱いに関する措置等

### 2.2.1. 衛星リモセン記録の提供の方法に係る制限

#### 法第十八条（衛星リモートセンシング記録の提供の制限）

衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング記録の取扱いについて第二十一条第一項の認定を受けた者に当該衛星リモートセンシング記録を提供するときは、内閣府令で定めるところにより、当該提供の相手方に対し、同条第四項の認定証の提示を求めてその者が当該認定を受けた者であることを確認した上で、当該衛星リモートセンシング記録に係る同条第一項の内閣府令で定める区分を明示するとともに、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法その他の当該提供の相手方以外の者が当該衛星リモートセンシング記録を取得して利用することを防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める方法により、これを行わなければならない。

2 衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング装置使用者（当該衛星リモートセンシング記録に係る衛星リモートセンシング装置の使用について第四条第一項の許可を受けた者に限る。）又は特定取扱機関に当該衛星リモートセンシング記録を提供するときは、内閣府令で定めるところにより、当該提供の相手方に対し、当該衛星リモートセンシング記録に係る第二十一条第一項の内閣府令で定める区分を明示するとともに、前項の内閣府令で定める方法により、これを行わなければならない。

3 衛星リモートセンシング記録保有者は、前二項の規定により、各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査若しくは会計検査院の検査その他これらに準ずるものとして政令で定める公益上の必要により、又は人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要により行う場合を除き、当該衛星リモートセンシング記録を提供してはならない。

#### 規則第二十条（衛星リモートセンシング記録の提供の方法等）

法第十八条第一項の衛星リモートセンシング記録の提供の相手方以外の者が当該衛星リモートセンシング記録を取得して利用することを防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

- 一 暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法
- 二 磁気ディスク等に衛星リモートセンシング記録を暗号化した上で記録し、当該磁気ディスク等により提供する方法

2 衛星リモートセンシング記録保有者は、法第十八条第一項の規定により衛星リモートセンシング記録を提供するときは、あらかじめ、当該提供の相手方に対し、法第二十一条第四項の認定証を提示さ

せるとともに、第二十二条に定める衛星リモートセンシング記録の区分を明示するものとする。

3 衛星リモートセンシング記録保有者は、法第十八条第二項の規定により同項に定める衛星リモートセンシング装置使用者に当該衛星リモートセンシング記録を提供するときは、あらかじめ、その氏名又は名称並びに当該衛星リモートセンシング装置の名称及び種類を確認するとともに、第二十二条に定める衛星リモートセンシング記録の区分を明示するものとする。

4 前項の規定は、法第十八条第二項の規定により特定取扱機関に衛星リモートセンシング記録を提供するときについて準用する。この場合において、「その氏名又は名称並びに当該衛星リモートセンシング装置の名称及び種類」とあるのは、「その名称」と読み替えるものとする。

#### 規則第二十一条（緊急の必要により衛星リモートセンシング記録を提供する場合の手続）

衛星リモートセンシング記録保有者は、災害（災害対策基本法（昭和三十三年法律第二百二十三号）第二条第一号の災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応（国際的な協力の下に対応する場合を含む。）のため緊急の必要により、衛星リモートセンシング記録を提供したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を内閣総理大臣に提出するものとする。

一 当該事態の内容

二 当該衛星リモートセンシング記録の提供の経緯

三 当該衛星リモートセンシング記録の区分

四 当該衛星リモートセンシング記録の範囲及び期間

五 提供の相手方（当該相手方から更に提供された相手方を含む。）の氏名又は名称

2 前項の書面を提出する場合には、同項第一号及び第二号に掲げる事項を明らかにする書類その他の必要な書類を添えるものとする。

#### 法第二条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 （略）

五 特定使用機関 衛星リモートセンシング装置の使用を適正に行うことができるものとして政令で定める国又は地方公共団体の機関をいう。

六 （略）

七 特定取扱機関 特定使用機関及び衛星リモートセンシング記録の取扱いを適正に行うことができるものとして政令で定める国若しくは地方公共団体の機関又は外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府機関をいう。

八 （略）

#### 施行令第一条（法第二条第五号の政令で定める国の機関）

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第五

号の政令で定める国の機関は、内閣官房及び経済産業省（資源エネルギー庁、特許庁及び中小企業庁を除く。）とする。

施行令第二条（法第二条第七号の政令で定める国若しくは地方公共団体の機関又は外国の政府機関）

法第二条第七号の政令で定める国又は地方公共団体の機関は、第一号に掲げる国の機関又は第二号に掲げる地方公共団体の機関であつて、法第二十条の規定により衛星リモートセンシング記録保有者が衛星リモートセンシング記録の安全管理のために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものとする。

一 次に掲げる機関

イ 衆議院事務局、参議院事務局、裁判官弾劾裁判所事務局、裁判官訴追委員会事務局及び国立国会図書館（その内部組織のうち国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）に規定する図書館奉仕の提供に係る事務を取り扱うものを除く。）

ロ 別表第一に掲げる行政機関及び検察審査会

ハ 最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所

二 都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区の機関。

2 法第二条第七号の政令で定める外国の政府機関は、アメリカ合衆国、カナダ、ドイツ及びフランスの政府機関とする。

施行令別表第一（第二条関係）

内閣府

公正取引委員会

国家公安委員会

警察庁

金融庁

総務省

消防庁

法務省

検察庁

公安審査委員会

公安調査庁

外務省

財務省

国税庁

文部科学省

スポーツ庁

文化庁

厚生労働省  
農林水産省  
林野庁  
水産庁  
資源エネルギー庁  
中小企業庁  
国土交通省  
気象庁  
海上保安庁  
環境省  
原子力規制委員会  
防衛省  
防衛装備庁  
会計検査院

#### ■法第 18 条第 1 項関係

衛星リモセン記録の取り扱いに当たっては、区分に応じた適切な管理が必要であり、また、適切な方法により提供されない場合、衛星リモセン記録の漏えい等により、国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがあります。

そのため、衛星リモセン記録の提供に当たっては、相手方が保有する認定証の確認を行い、適切な区分の記録を明示するとともに、適切な方法により提供することにより、第三者への漏えいを防止することが求められます。

また、衛星リモセン記録は電磁的記録であることから、通信による提供又は可搬記憶媒体による提供が想定されます。この際、適切な措置が取られていない場合、第三者への漏えいを生じるおそれがありますので、衛星リモセン記録の提供に当たっては、暗号化等の措置をとることにより、第三者への漏えい等を防止することが求められます。

上記の衛星リモセン記録の提供の方法等は、規則第 20 条第 1 項に記載されているとおりです。

#### ■法第 18 条第 2 項関係

衛星リモセン装置使用者（当該衛星リモセン記録に係る衛星リモセン装置使用者に限ります。）への衛星リモセン記録の提供に当たっては、当該衛星リモセン装置使用者の氏名又は名称と当該衛星リモセン装置の名称及び種類により、提供先が当該装置の使用者であることを確認することが必要です。

特定取扱機関への衛星リモセン記録の提供に当たっては、その名称により、提供先が特定取扱機関であることを確認することが必要です。また、施行令第 2 条第 1 項では、同項第 1 号又は第 2 号に掲げる国又は地方公共団体の機関について、法第 20 条の規定により衛星リ

モートセンシング記録保有者が衛星リモートセンシング記録の安全管理のために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものとしています。このため、これらの機関に衛星リモセン記録を提供する際には、当該機関が安全管理措置に相当する措置を講じているかについて、規程等の確認のほか、必要に応じ内閣府に問い合わせることにより、確認することが必要です。

上記の衛星リモセン記録の提供の方法は、規則第 20 条第 3 項及び第 4 項に記載されているとおりです。

#### ■法第 18 条第 3 項関係

議院の審査又は調査、訴訟手続、裁判の執行、犯罪の捜査等に準ずるものとして政令で定める公益上の必要や人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応の際は、衛星リモセン記録の提供に制限を課すと業務の遂行に支障を及ぼすおそれがありますので、法第 18 条第 3 項においては、このような場合には衛星リモセン記録を提供できることとされています。

人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合には迅速な災害対応等に支障が生じるおそれがありますので、通常、衛星リモセン記録を提供する場合に要求される、提供相手方の認定証の確認や暗号その他その内容を復元することができない通信の方法等の措置をとることなく提供できることとされています。

これに関し、規則においては、「災害（災害対策基本法（昭和 33 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号の災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合」において、「人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応（国際的な協力の下に対応する場合を含む。）のため緊急の必要」により衛星リモセン記録を提供したときには、提供を行った衛星リモセン記録保有者は、その概要に関し内閣総理大臣に対して情報を提出することを求めています。

このため、当該場合の対象となるか否かは、災害対策基本法第 1 条第 1 号に定める、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因（＝放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故）により生ずる被害」が発生し、又はそのおそれがある場合に、「人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要」があるか否かにより判断されることとなります。

この判断は個別具体的な状況を踏まえて行われることとなりますが、例えば、次のような場合には該当することとなるものと考えられます。

- ・ 当該災害に関連する予報又は警報が行われている状況において、当該災害に対応するために衛星リモセン記録を提供する場合（当該予報又は警報の検討のために衛星リモセン記録を利用する場合を含む）
- ・ 当該災害に関連する災害対策本部等が設置されている状況において、当該災害に対

応するために衛星リモセン記録を提供する場合

- ・ 当該災害に関連する宇宙機関・防災機関等との国際的な枠組み（センチネルアジア、国際災害チャータ等）において、当該災害に対応するために衛星リモセン記録を提供する場合

## 2.2.2. 衛星リモセン記録の提供の禁止の命令

### 法第十九条（衛星リモートセンシング記録の提供の禁止の命令）

内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング記録の利用が国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、衛星リモートセンシング記録保有者（国内に住所若しくは居所を有しない自然人又は国内に主たる事務所を有しない法人その他の団体であつて、外国において衛星リモートセンシング記録を取り扱う者（以下「外国取扱者」という。）を除く。）に対して、衛星リモートセンシング記録の範囲及び期間を定めて、その提供の禁止を命ずることができる。

- 2 前項の規定による禁止の命令は、国際社会の平和の確保等のために必要な最小限度のものでなければならない。
- 3 前二項の規定は、衛星リモートセンシング記録保有者（外国取扱者に限る。）について準用する。この場合において、第一項中「提供の禁止を命ずる」とあるのは「提供をしないことを請求する」と、前項中「禁止の命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

### 規則第三条（法第二条第六号の内閣府令で定める基準）

法第二条第六号の内閣府令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

区分	基準
一 生データ	イ 光学センサーにより記録されたものにあつては、対象物判別精度が二メートル以下であつて、記録されてから五年以内のものであること。 ロ SARセンサーにより記録されたものにあつては、対象物判別精度が三メートル以下であつて、記録されてから五年以内のものであること。 ハ ハイパースペクトルセンサーにより記録されたものにあつては、対象物判別精度が十メートル以下かつ検出できる波長帯が四十九以上を超え、かつ、記録されてから五年以内のものであること。 ニ 熱赤外センサーにより記録されたものにあつては、対象物判別精度が五メートル以下であつて、記録されてから五年以内のものであること。



<p>二 標準データ</p>	<p>イ 光学センサーにより記録されたものにあつては、対象物判別精度が二十五センチメートル未満のものであること。</p> <p>ロ SARセンサーにより記録されたものにあつては、対象物判別精度が二十四センチメートル未満のものであること。</p> <p>ハ ハイパースペクトルセンサーにより記録されたものにあつては、対象物判別精度が五メートル以下であつて、検出できる波長帯が四十九を超えるものであること。</p> <p>ニ 熱赤外センサーにより記録されたものにあつては、対象物判別精度が五メートル以下のものであること。</p>
----------------	--

2 前項の規定にかかわらず、法第十九条第一項の規定に基づく提供の禁止の命令の対象となる衛星リモートセンシング記録に係る法第二条第六号の内閣府令で定める基準は、内閣総理大臣が告示で定める。

法第 19 条第 1 項の衛星リモセン記録の提供の禁止は、国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときに命ぜられるものです。

その対象となる衛星リモセン記録の基準は、個別具体的な状況に応じて決まるものですから、あらかじめ特定の基準を定めることは困難となります。

このため、その基準については、個別具体的な状況に応じて、内閣総理大臣が告示で定めることとしています。

### 2.2.3. 安全管理措置

<p><u>法第六条（許可の基準）</u></p> <p>内閣総理大臣は、第四条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>二 衛星リモートセンシング記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該衛星リモートセンシング記録の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置が講じられていること。</p> <p><u>法第二十条（衛星リモートセンシング記録の安全管理措置）</u></p> <p>衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該衛星リモートセンシング記録の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。</p>
---

規則第七条（法第六条第二号等の内閣府令で定める措置）

法第六条第二号及び第二十条の内閣府令で定める措置は、次の表の上欄に掲げる衛星リモートセンシング記録の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

衛星リモートセンシング記録の区分	措置
一 生データ	<p>イ 組織的安全管理措置</p> <p>(一) 衛星リモートセンシング記録の安全管理に係る基本方針を定めていること。</p> <p>(二) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の責任及び権限並びに業務を明確にしていること。</p> <p>(三) 衛星リモートセンシング記録の漏えい、滅失又は毀損発生時における事務処理体制が整備されていること。</p> <p>(四) 安全管理措置に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行っていること。</p> <p>ロ 人的安全管理措置</p> <p>(一) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者が、法第五条第一号から第四号まで及び法第二十一条第三項第一号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを確認していること。</p> <p>(二) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者が、その業務上取り扱う衛星リモートセンシング記録についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていること。</p> <p>(三) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行っていること。</p> <p>ハ 物理的安全管理措置</p> <p>(一) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備を明確にしていること。</p> <p>(二) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備への立入り及び機器の持込みを制限する措置を講じていること。</p> <p>(三) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。以下この項において同じ。）には、その盗難、紛</p>

	<p>失その他の事故を防止するため、電子計算機の端末をワイヤで固定することその他の必要な物理的措置を講じていること。</p> <p>ニ 技術的安全管理措置</p> <p>(一) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備に、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられていること。</p> <p>(二) 可搬記憶媒体の電子計算機又はその周辺機器への接続の制限に関する措置を講じていること。</p> <p>(三) 衛星リモートセンシング記録の取扱いに係る電子計算機及び端末装置の動作を記録していること。</p> <p>(四) 衛星リモートセンシング記録を移送又は電気通信により送信するときは、暗号化その他の衛星リモートセンシング記録を適切に保護するために必要な措置を講じていること。</p> <p>(五) 衛星リモートセンシング記録を加工する場合、当該加工を適切に行うこと。</p>
<p>二 標準データ</p>	<p>イ 組織的安全管理措置 生データの項イと同じ。</p> <p>ロ 人的安全管理措置 生データの項ロと同じ。</p> <p>ハ 技術的安全管理措置 生データの項ニと同じ。</p>

2 衛星リモートセンシング装置使用者及び衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング記録の取扱い業務の全部又は一部を電気通信回線を通じて外部に保存するサービスを利用して管理する場合は、当該サービスを提供する事業者（以下この項において「サービス事業者」という。）とのサービスの利用に係る契約において、次の各号に掲げる事項を明確に定めるものとする。

- 一 前項に定める措置に相当する措置が講じられること。
- 二 衛星リモートセンシング記録を次の国又は地域に所在する電子計算機に保存しないこと。
  - イ 輸出令別表第三の二又は別表第四に掲げる地域
  - ロ 国際連合の総会又は安全保障理事会の決議において国際社会の平和及び安全を脅かす事態の発生に責任を有するとされた国又は地域
- 三 契約の解除又は満了に伴い、衛星リモートセンシング記録の消去、返却その他の必要な措置が講じられること。
- 四 サービス事業者がその業務の全部又は一部を他の者に委託する場合には、当該業務の委託に係る契約において委託を受けた者が前三号に掲げる事項を遵守する旨その他の委託を受けた者が当該

業務を適正かつ確実に遂行するための措置を講ずる旨の条件を付すこと。

- 3 前二項の措置は、法第十八条第三項の公益上の必要により、又は人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要により提供される衛星リモートセンシング記録については適用しない。

#### ■規則第7条第1項関係

衛星リモセン装置使用者及び衛星リモセン記録保有者は、取り扱う衛星リモセン記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の衛星リモセン記録の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

具体的には、組織体制の整備などの「組織的安全管理措置」、衛星リモセン記録の取扱いに従事する者の監督や教育などの「人的安全管理措置」、衛星リモセン記録を取り扱う区域の管理や電子計算機及び電子媒体の盗難等の防止などの「物理的安全管理措置」、外部からの不正アクセス等の防止やアクセス制御などの「技術的安全管理措置」を適切に実施することが必要です。

なお、以下に記載する各安全管理措置の具体的な手法の例示は、これに限定する趣旨のものではありません。

#### 2.2.3.1. 組織的安全管理措置

組織的安全管理措置とは、次に掲げる組織的な安全管理措置のことです。

- ① 衛星リモセン記録の安全管理に係る基本方針の策定
- ② 衛星リモセン記録を取り扱う者の権限及び責任並びに業務の明確化
- ③ 衛星リモセン記録の漏えい、滅失又は毀損発生時における事務処理体制の整備
- ④ 衛星リモセン記録の安全管理措置に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善の実施

#### 【対象者】

- ・ 衛星リモセン装置使用者
- ・ 衛星リモセン記録保有者（生データ、標準データ）

(一) 衛星リモートセンシング記録の安全管理に係る基本方針を定めていること。

衛星リモセン記録の安全管理について組織として取り組むため、基本方針を策定し衛星リモセン記録を取り扱う者に周知徹底することが重要です。

そのため、衛星リモセン装置使用者及び衛星リモセン記録保有者は、基本方針の策定に当たっては、組織における衛星リモセン記録を取り扱う業務とその位置付けを明確にした上で、衛星リモセン記録の安全管理に関する考え方を示すとともに、衛星リモセン記録に関する法令や規程等を遵守する等の内容とする必要があります。

#### 【手法の例示】

基本方針に定める項目としては、次に掲げるものが挙げられます。

- ① 関係法令、規程等の遵守
- ② 安全管理措置に関する事項

(二) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の責任及び権限並びに業務を明確にしていること。

衛星リモセン記録の安全管理は、衛星リモセン記録を取り扱う者を明確にした上で、その者が、与えられている権限と責務を理解し、その責務を全うすることで実現されます。特に、衛星リモセン記録の安全管理について責任を負うべきこととされた者は、衛星リモセン記録の安全管理の重要性を自覚することが重要です。

そのため、衛星リモセン記録を取り扱う者の範囲とその権限と責務を名簿等により明確にするとともに、必要となる組織・体制を整備する必要があります。

なお、「衛星リモートセンシング記録を取り扱う者」とは、衛星リモセン装置使用者及び衛星リモセン記録保有者の組織内にあって、衛星リモセン記録の取扱いの業務を行う役員（取締役、執行役、理事、監査役等）又は当該業務に関する権限及び責任を有する使用人のほか、直接又は間接にこれらの者の指揮監督を受けて衛星リモセン記録の取扱い業務に従事している者（当該組織の雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）や委託契約に基づき業務を行う当該組織以外の組織の従業員）が挙げられます。

#### 【手法の例示】

- ① 衛星リモセン記録の取扱い業務に関する責任者の設置及び責任の明確化
- ② 衛星リモセン記録を取り扱う者及びその役割の明確化
- ③ 衛星リモセン記録を取り扱う者が担当する衛星リモセン記録の範囲の明確化
- ④ 衛星リモセン記録を複数の部署で取り扱う場合、各部署の役割分担及び責任の明確化

(三) 衛星リモートセンシング記録の漏えい、滅失又は毀損発生時における事務処理体制が整備されていること。

衛星リモセン記録の漏えい、滅失又は毀損の発生又はその兆候を把握した場合には、直ちに組織として状況を把握し、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の措置を講じることが重要です。

そのため、衛星リモセン装置使用者及び衛星リモセン記録保有者は、このような対応を適切かつ迅速に行い得るように組織内に必要な体制を整備する必要があります。

#### 【手法の例示】

- ① 関係法令等に違反している事実又はその兆候を把握した場合の衛星リモセン記録を取り扱う者から責任者への報告連絡体制の整備
- ② 事実関係の調査及び原因の究明
- ③ 事故対応の担当者と責任者の明確化
- ④ 漏えい等の事案発生時の報告窓口の一元化
- ⑤ 再発防止策の検討及び決定
- ⑥ 事実関係及び再発防止策等の報告等

(四) 安全管理措置に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行っていること。

衛星リモセン記録に関する安全管理措置は、その実効性を担保することが重要です。

そのため、衛星リモセン装置使用者及び衛星リモセン記録保有者は、この「組織的安全管理措置」のほか、以下に記載する「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」の内容について規程を策定し、衛星リモセン記録を取り扱う者に周知徹底するとともに、当該規程の実施状況等について、適宜、把握・分析し、必要な改善策を講じる必要があります。

#### 【手法の例示】

規程に定める項目としては、次に掲げるものが挙げられます。

- ① 組織的安全管理措置
  - a) 衛星リモセン記録の安全管理に係る基本方針の策定
  - b) 組織体制の整備
  - c) 取扱規程等に基づく運用
  - d) 漏えい等事案に対応する体制の整備

- e) 安全管理措置の見直し
- ② 人的安全管理措置
  - a) 衛星リモセン記録を取り扱う者の監督
  - b) 衛星リモセン記録を取り扱う者の教育
- ③ 物理的安全管理措置
  - a) 衛星リモセン記録を取り扱う施設設備の管理
  - b) 衛星リモセン記録を取り扱う施設設備への立入等の制限
  - c) 電子計算機及び電子媒体等の盗難等の防止
- ④ 技術的安全管理措置
  - a) 外部からの不正アクセスの防止
  - b) アクセス制御及びアクセス者の識別と認証
  - c) 動作の記録
  - d) 情報漏えい等の防止
  - e) 衛星リモセン記録の適切な加工の管理

<別葉>

- ① 組織図
- ② 衛星リモセン記録を取り扱う者の名簿

#### 2.2.3.2. 人的安全管理措置

人的安全管理措置とは、次に掲げる人的な安全管理措置のことです。

- ① 衛星リモセン記録を取り扱う者が欠格事由に該当しないことの確認
- ② 衛星リモセン記録を取り扱う者による衛星リモセン記録に係る非開示情報の目的外利用の禁止
- ③ 衛星リモセン記録を取り扱う者に対する内部規程等の周知・教育・訓練の実施

#### 【対象者】

衛星リモセン装置使用者、衛星リモセン記録保有者（生データ・標準データ）

（一）衛星リモートセンシング記録を取り扱う者が、法第五条第一号から第四号まで及び法第二十一条第三項第一号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを確認していること。

衛星リモセン装置使用者及び衛星リモセン記録保有者並びにそれらの衛星リモセン記録の取り扱い業務に関する権限及び責任を有する役員及び使用人については、許可及び認定

の審査において欠格事由に該当しないことが確認されていますが、それらの者以外の衛星リモセン記録を取り扱う者については審査の対象としておりません。

そのため、衛星リモセン装置使用者及び衛星リモセン記録保有者は、各組織内において衛星リモセン記録を取り扱う者が欠格事由に該当しないことを確認する必要があります。

#### 【手法の例示】

使用人等は、その組織内の衛星リモセン記録を取り扱う者に対し、欠格事由に該当しないことを誓約書・確認書等により確認

(二) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者が、その業務上取り扱う衛星リモートセンシング記録についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていること。

衛星リモセン記録は、国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがあるものであり、適切な安全管理が必要です。そのため、衛星リモセン装置使用者及び衛星リモセン記録保有者は、その業務上取り扱う衛星リモセン記録に係る非公開の情報を目的外に利用しないことを確保するための措置を講じる必要があります。

#### 【手法の例示】

- ① 従業者の採用時又は委託契約時における非開示契約の締結  
なお、雇用契約又は委託契約等における非開示条項は、契約終了後も一定期間有効であるようにすることが望ましい。
- ② 非開示契約に違反した場合の措置に関する規程の整備

(三) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行っていること。

衛星リモセン記録の安全管理に関する規程が適切に整備されているとしても、その内容が衛星リモセン記録を取り扱う者に周知されず、これが遵守されない場合には、適切な管理を望むことはできません。

そのため、衛星リモセン装置使用者及び衛星リモセン記録保有者は、衛星リモセン記録を取り扱う者に対し、衛星リモセン記録の適切な取扱いの理解を深めるための教育及び訓練を行う必要があります。



【手法の例示】

- ① 関連法令、規程等に関する留意事項等の定期的な研修
- ② 衛星リモセン記録を取り扱う者に対する必要かつ適切な教育・訓練の実施

2.2.3.3. 物理的安全管理措置

物理的安全管理措置とは、次に掲げる物理的な安全管理措置です。

- ① 衛星リモセン記録を取り扱う施設設備の明確化
- ② 施設設備への入退館（室）及び機器の持ち込みの管理
- ③ 機器・装置等の物理的な保護による盗難等の防止

【対象者】

衛星リモセン装置使用者、衛星リモセン記録保有者（生データ）

(一) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備を明確にしていること。

衛星リモセン記録は、その漏えい等によりこれを悪用する意図を有する者の手に渡ると国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがあります。

そのため、衛星リモセン装置使用者及び衛星リモセン記録保有者は、入退館（室）の管理、機器の持ち込み制限、持出し防止措置等を講じ、このような措置を適切に行うために衛星リモセン記録を取り扱う施設設備を明確にする必要があります。

【手法の例示】

- ① 壁、施錠可能な扉、パーティション等の設置
- ② 規程等において、衛星リモセン記録を取り扱う施設設備を具体的に指定
- ③ 施設設備の範囲は運用の実態を踏まえたものとし、管理措置を適切に取り得る範囲において指定することに留意
- ④ 移動施設（車載型地球局等）において衛星リモセン記録を取り扱う場合は、当該設備の名称等具体的に対象が特定できる情報を記載

(二) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備への立入り及び機器の持ち込みを制限する措置を講じていること。

衛星リモセン記録を取り扱う施設設備やそれを保存するサーバ装置、端末等が、不特定多数の者が接触できる設置環境にある場合、悪意のある者によるなりすまし、物理的な装置の破壊のほか、サーバ室や端末からの不正なデータの持ち出しによる漏えいのおそれがあります。

そのため、衛星リモセン装置使用者及び衛星リモセン記録保有者は、衛星リモセン記録を取り扱う施設設備に入退管理や機器の持ち込み対策を講じ、取り扱う衛星リモセン記録の安全を確保する必要があります。

なお、ここでいう「機器」とは、携帯型情報通信・記録機器その他の電磁的記録を保存する機能を有する機器をいいます。

#### 【手法の例示】

- ① ICカード、ナンバーキー等による管理システムの設置等
- ② 施錠による場合は、入退館（室）の記録（入退室管理簿の整備等）
- ③ 記録を取り扱う施設設備の外に機器を保管するロッカー等を設置し、持ち込みを制限

(三) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のをいう。以下この項において同じ。）には、その盗難、紛失その他の事故を防止するため、電子計算機の端末をワイヤで固定することその他の必要な物理的措置を講じていること。

入退館（室）の管理や機器の持ち込みの制限を行っていても、その施設設備内にある衛星リモセン記録を取り扱う電子計算機や衛星リモセン記録が保存されている可搬記憶媒体が物理的に持ち出されれば何の意味もありません。

そのため、衛星リモセン装置使用者及び衛星リモセン記録保有者は、当該電子計算機や当該可搬記憶媒体について持出しを防止するための物理的な措置を講じる必要があります。

#### 【手法の例示】

- ① 衛星リモセン記録が記録された可搬記憶媒体を施錠できるキャビネット・書庫等に保管し、作成・数量を管理
- ② 衛星リモセン記録を取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、当該機器を盗難防止用ワイヤーロックにより固定
- ③ 衛星リモセン記録を保存した媒体、携帯可能なコンピュータ等の机上等への放置禁止

- ④ 離席時のパスワードスクリーンセイバー等の起動の徹底

#### 2.2.3.4. 技術的安全管理措置

技術的安全管理措置とは、次に掲げる技術的な安全管理措置です。

- ① 不正アクセスを防止するための適切な措置
- ② 衛星リモセン記録を取り扱う電子計算機等への可搬記憶媒体接続の制限に関する措置
- ③ 電子計算機及び端末装置の動作の記録
- ④ 衛星リモセン記録の移送・送信時の暗号化その他の必要な保護措置
- ⑤ 衛星リモセン記録の適切な加工

##### 【対象者】

衛星リモセン装置使用者、衛星リモセン記録取扱者（生データ・標準データ）

（一）衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備に、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられていること。

衛星リモセン記録を取り扱う者以外の者が衛星リモセン記録にアクセスできる状況や情報システムに安全対策上の不備がある状況では、衛星リモセン記録の漏えい等が生じる可能性が高くなります。

そのため、衛星リモセン装置使用者及び衛星リモセン記録保有者は、衛星リモセン記録の取扱いに係る電子計算機へのアクセス権限を制限するとともに、衛星リモセン記録を取り扱う者であることを識別する情報を適切に管理する必要があります。また、コンピュータのセキュリティ上の脆弱性を衝くことも考えられますので、そのための措置も講じる必要があります。

##### 【手法の例示】

- ① 衛星リモセン記録へのアクセス権限付与者及びその者に付与する権限の限定
- ② 衛星リモセン記録を取り扱う情報システムに導入したアクセス制御機能の有効性の検証（例えば、OS・ウェブアプリケーションのぜい弱性有無の検証）
- ③ ユーザ ID、パスワード、ワンタイムパスワード、IC カード等による識別（取扱い者を個別に識別できるように、ユーザ ID 等を付与することに留意）

※不正アクセスを防止するため、パスワードを設定する場合には、ユーザ ID と全く同じパスワードの禁止、パスワードの有効期限の設定、同一又は類似パスワードの再利用の制限、最低パスワード文字数の設定、一定回数以上ログインに失敗した ID を停止する等の対策を講ずる等。

- ④ 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所にファイアウォール等を設置
- ⑤ ウイルス対策ソフトウェアの導入及び当該ソフトウェアの有効性・安定性の確認（例えば、パターンファイルや修正ソフトウェアの更新の確認）
- ⑥ 端末及びサーバ等のオペレーティングシステム（OS）、ミドルウェア（DBMS 等）、アプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア（いわゆる、セキュリティパッチ）の適用
- ⑦ 組織で許可していないソフトウェアの導入防止

（二）可搬記憶媒体の電子計算機又はその周辺機器への接続の制限に関する措置を講じていること。

衛星リモセン記録の不正なデータの持ち出しへの対処として、衛星リモセン記録を取り扱う電子計算機へのアクセスを制限することも重要ですが、外付ハードディスクや CD-R、USB メモリ等の外部記憶媒体への接続により不正なデータの持ち出しが行われることも考えられます。

そのため、衛星リモセン装置使用者及び衛星リモセン記録保有者は、衛星リモセン記録を取り扱う電子計算機又はその周辺機器への可搬記憶媒体の接続を制限する措置を講じる必要があります。

#### 【手法の例示】

- ① CD-R、USB メモリ等の外部記録媒体の接続を制限・管理
- ② スマートフォン、パソコン等の記録機能を有する機器の接続を制限・管理

（三）衛星リモートセンシング記録の取扱いに係る電子計算機及び端末装置の動作を記録していること。

「動作を記録している」とは、システムの動作履歴、利用者のアクセス履歴その他必要な情報を記録することを指します。

当該記録は、悪意のある第三者による不正侵入や不正操作等のセキュリティインシデント（その予兆を含む。）を検知するための重要な材料となり、また、それを把握することは、

漏えい等が発生した際の原因究明等に資するものであり重要となります。

そのため、衛星リモセン装置使用者及び衛星リモセン記録保有者は、情報システムの動作の記録を適切に保存するとともに、当該記録が改ざんされないように適切に保全される環境に置くことが必要です。

#### 【手法の例示】

- ① 衛星リモセン記録を取り扱う情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の保管及び定期的な監視
- ② 衛星リモセン記録へのアクセス状況（操作内容も含む。）の監視
- ③ 採取したログの改ざん・不正消去防止措置
- ④ 侵入検知システム・侵入防御システム等による衛星リモセン記録を取り扱う情報システムへの外部からのアクセス状況の監視

(四) 衛星リモートセンシング記録を移送又は電気通信により送信するときは、暗号化その他の衛星リモートセンシング記録を適切に保護するために必要な措置を講じていること。

衛星リモセン記録の提供に当たっては、①可搬記憶媒体等による提供、②通信回線経由での提供、のいずれかによることが考えられますが、いずれの場合においても保全対策の施された情報システム等の外に置かれることになります。

そのため、衛星リモセン装置使用者及び衛星リモセン記録保有者は、衛星リモセン記録の漏えい等を防ぐため、可搬記憶媒体等による移送に際しては物理的な盗難や紛失に備え搬送容器の施錠等の対策を取るとともに、通信回線を通じての送信に当たっては通信の暗号化等による秘匿性の確保が必要です。また、仮に第三者の手に渡った場合であっても、移送又は送信する衛星リモセン記録を閲覧できないようにする措置を講じることが必要です。

#### 【手法の例示】

- ① 移送する際は、施錠できる搬送容器を利用するとともに、持ち運ぶ衛星リモセン記録の暗号化、符号化、パスワードによる保護等を行った上で電子記憶媒体に保存
- ② 電気通信により送信するときは、SSL (TLS)、IPSec 等による通信経路の暗号化又は専用線若しくはVPN回線の利用等
- ③ 送信の要領を記載したメール等については、S/MIME 等の暗号化されたメール又は要領を記載した文書を暗号化した上でメール添付を用いること。

(五) 衛星リモートセンシング記録を加工する場合、当該加工を適切に行うこと。

衛星リモセン記録は、加工の度合いによってその区分が規定されていますが、加工が不完全な場合、衛星リモセン記録ではないものに加工されていたはずの電磁的記録が実は衛星リモセン記録に該当することも想定されます。そして、これが提供された結果として、国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすことも考えられます。

そのため、衛星リモセン装置使用者及び衛星リモセン記録保有者は、該当する区分に応じた適切な加工が行われることを確保できる仕組みを整えることが必要です。

#### 【手法の例示】

- ① 衛星リモセン記録を加工する際の責任者の明確化
- ② 衛星リモセン記録の加工業務に従事する者の明確化
- ③ 衛星リモセン記録を加工する際の手順の明確化
- ④ 定められた手続による加工の実施（システムによる自動処理の場合にあっては、設定の変更等について権限を与えられていない者が行えないよう設定する等）
- ⑤ 指定された施設設備における加工の実施
- ⑥ 衛星リモセン記録の加工目的の明確化

※手順が確立されていない研究・開発等においては、責任者が適切に加工の管理を行うこと等。

#### ■規則第7条第2項関係

衛星リモセン記録の取扱い業務の全部又は一部について電気通信回線を通じて外部に保存するサービスを利用して管理する場合については、当該サービスを提供する事業者とのサービスに係る契約において、第7条第1項で定める安全管理措置に相当する措置を取ること、衛星リモセン記録を懸念国等に所在する電子計算機に保存しないこと、当該事業者が更に他の者にその業務を委託する場合の措置等を明確に定めることとしています。

具体的な項目については、規則に記載されているとおりです。

#### ■規則第7条第3項関係

公益上の必要により、又は人命の救助等その他非常事態への対応のため緊急の必要により提供される衛星リモセン記録については、通常衛星リモセン記録と同様の安全管理措置を求めた場合、当該衛星リモセン記録を保有する者の負担が大きくなり、公益上の業務や迅速な災害対応等に支障が生じるおそれがあることが想定されますので、その必要性の範囲内で保有する限りにおいては、この安全管理措置については適用しないこととしています。

## 2.2.4. 帳簿の作成及び管理

### 法第二十三条（帳簿）

第二十一条第一項の認定を受けた者は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、その衛星リモートセンシング記録の取扱いの状況について、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、内閣府令で定めるところにより、保存しなければならない。

### 規則第三十条（帳簿の記載事項等）

法第二十三条第一項の内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 衛星リモートセンシング記録の提供を受け、又は提供を行う場合における衛星リモートセンシング記録の識別符号

二 衛星リモートセンシング記録の区分

三 当該提供を受け、又は当該提供を行った日時

四 当該提供を受け、又は当該提供を行った相手方の氏名又は名称及びその者が法第二十一条第四項の認定証の交付を受けている者である場合は、その番号

五 衛星リモートセンシング記録の加工又は消去の状況

2 法第二十一条第一項の認定を受けた者は、法第二十三条第一項の帳簿に係る電磁的記録の作成を行う場合は、作成された電磁的記録を当該法第二十一条第一項の認定を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により行わなければならない。

3 法第二十一条第一項の認定を受けた者は、衛星リモートセンシング記録の提供を受け、若しくは提供を行い、又は衛星リモートセンシング記録の加工若しくは消去を行うごとに、遅滞なく、第一項各号に掲げる事項を帳簿に記載し、その記載の日から五年間保存しなければならない。

法第 21 条第 1 項の認定を受けた者は、帳簿を備え、衛星リモセン記録の取扱いの状況について記載し、保存しなければなりません。

具体的には、以下に示す事項について記載事由が生じた際には遅滞なく記載するとともに、定められた期間は適切に保存することが必要です。

#### ■規則第 30 条第 1 項第 1 号～第 4 号関係

衛星リモセン記録を他の者に提供する場合には、その記録の区分に従い行う必要があります。衛星リモセン記録が適切に提供されていることを把握するためには、当該衛星リモセン記録の識別符号及び提供日時とともに、記録の区分や提供の相手方の氏名等が帳簿に記載されていることが必要となります。

#### ■規則第 30 条第 1 項第 5 号関係

衛星リモセン記録の状況を把握するためには、加工や消去、他の者への提供の状況について帳簿に記載されていることが必要となります。

具体的には、加工を実施する場合にあっては加工の対象となる衛星リモセン記録の識別符号及びその加工の内容について、消去を行う場合にあっては消去の対象となる衛星リモセン記録の識別符号並びに消去の方法及び消去の日時について、帳簿に記載してください。

■規則第 30 条第 2 項関係

衛星リモセン記録の取り扱いに係る情報は、一般に電子計算機上で生成、管理されていますので、電磁的記録での作成でも可能としています。

■規則第 30 条第 3 項関係

衛星リモセン記録取扱者が当該衛星リモセン記録を適切に取り扱っていることを把握するため、規則に定める行為ごとに、遅滞なく帳簿に記録することが必要となります。



### 3. 本ガイドラインの見直し

衛星リモセン装置の使用及び衛星リモセン記録の取扱いに関する各措置等の内容については、技術の進歩や国際的動向等に応じて変わり得るものであり、本ガイドラインは、今後の諸状況の変化を踏まえて、適切に見直しを行います。